

刑法 207 条の趣旨、適用範囲、適用方法

【文 献 種 別】 決定／最高裁判所第三小法廷

【裁判年月日】 平成 28 年 3 月 24 日

【事 件 番 号】 平成 27 年（あ）第 703 号

【事 件 名】 傷害、傷害致死被告事件

【裁 判 結 果】 上告棄却

【参 照 法 令】 刑法 207 条・205 条

【掲 載 誌】 裁時 1649 号 6 頁

LEX/DB 文献番号 25447859

事実の概要

被告人 A 及び B が、共謀の上、被害者 D に対して第 1 暴行を加え、さらに被告人 C が、被害者に対して第 2 暴行を加え、これらの暴行により D は急性硬膜下血腫に基づく急性脳腫脹により死亡したが、A、B 並びに C のいずれの暴行により死因となった傷害が生じたのか不明であった。このような事実関係において、第一審の名古屋地判平 26・9・19（LEX/DB 文献番号 25504831）は同時傷害致死事案における刑法 207 条を、誰も結果につき責任を負わない不合理を回避するための特例と理解した上で、本件においては C に死亡結果につき責任を問えることから同条の適用を否定し、A 及び B については傷害罪、C については傷害致死罪の成立を認めた。これに対して、控訴審である名古屋高判平 27・4・16（高刑集 68 巻 1 号 1 頁、LEX/DB 文献番号 25506303）は 207 条の適用を示唆して、第一審判決を破棄し、当該事件を第一審に差し戻す判断を示した。C が上告した。

決定の要旨

「刑法 207 条は、二人以上が暴行を加えた事案においては、生じた傷害の原因となった暴行を特定することが困難な場合が多いことなどに鑑み、共犯関係が立証されない場合であっても、例外的に共犯の例によることとしている。同条の適用の前提として、検察官は、各暴行が当該傷害を生じ

させ得る危険性を有するものであること及び各暴行が外形的には共同実行に等しいと評価できるような状況において行われたこと、すなわち、同一の機会に行われたものであることの証明を要するといふべきであり、その証明がされた場合、各行為者は、自己の関与した暴行がその傷害を生じさせていないことを立証しない限り、傷害についての責任を免れないといふべきである。

そして、共犯関係にない二人以上による暴行によって傷害が生じ更に同傷害から死亡の結果が発生したという傷害致死の事案において、刑法 207 条適用の前提となる前記の事実関係が証明された場合には、各行為者は、同条により、自己の関与した暴行が死因となった傷害を生じさせていないことを立証しない限り、当該傷害について責任を負い、更に同傷害を原因として発生した死亡の結果についても責任を負うといふべきである（最高裁昭和 26 年（れ）第 797 号同年 9 月 20 日第一小法廷判決・刑集 5 巻 10 号 1937 頁参照）。このような事実関係が証明された場合においては、本件のようにいずれかの暴行と死亡との間の因果関係が肯定されるときであっても、別異に解すべき理由はなく、同条の適用は妨げられないといふべきである。」

判例の解説

本決定は¹⁾、最高裁として（おそらく）初めて、同時傷害（致死）事案につき刑法 207 条の趣旨、

適用要件を示した点、とりわけ条文上明示されていないいわゆる「同一の機会」要件が207条の適用に当たって必要であることを明言した点に意義がある。さらに傷害致死事案において、死亡結果につき責任を問える者がいる場合であっても、(死因となった)傷害につき、その傷害が誰の行為から生じたのか不明な場合には207条の適用は妨げられないとの判断を示した点も重要である。というのも、このことは、「複数人の暴行→(死因となった)不明の傷害→死亡結果」という同時傷害致死類型事案につき、「複数人の暴行→不明の傷害」に207条を適用することで死亡結果に対して207条の適用を否定していることを意味するからである(もっとも、「複数人の暴行→不明の死亡」という同時暴行致死類型について本決定は何も述べておらず、それゆえこの場合には本決定の射程は及ばない)。従来、判例・裁判例は、207条の適用範囲につき、傷害致死罪まで含むとの理解が一般的であったことからすると²⁾、この点の確認は重要である。

本件最高裁は、上述の通り、原判決の第一審判決を破棄し、事件を第一審に差し戻すという判断を支持し、上告を棄却した。ここで、判断が分かれたのは、207条の趣旨とそれに基づく適用方法、適用範囲に関する理解の相違と、もう一つは、207条の書かれざる適用要件である「同一の機会」要件にあてはまるか否かであった。

前者から確認しよう。本件第一審は、第1暴行を行ったA、Bと、第2暴行を行ったCとの間に同時傷害致死罪の適用を否定して、A、Bには傷害罪の限度で罪を問い、Cにのみ傷害致死罪を適用した。すなわち、本件第一審によれば、207条の同時傷害の特例には傷害致死の場合も適用されることを前提に、207条の同時傷害致死の理解につき、「死亡させた結果について、責任を負うべき者がいなくなる不都合を回避するための特例」と理解した上で、このような理解から、本件においては、「仮に、第1暴行で既に同傷害が発生していたとしても、第2暴行は、同傷害を悪化させたと推認できるから、第2暴行はいずれにしても、Dの死亡との間に因果関係は認められること」となるので、同時傷害致死罪(207条)を適用する前提が欠けることになるとした。つまり死亡結果

につき責任を負う者がいる以上、同時傷害致死罪は問題とならないとしたのである。

それに対して、本件控訴審³⁾は、207条の適用方法につき、次のような判断を示した。すなわち、第1暴行と第2暴行とは、そのいずれもが死因となった傷害を発生させることが可能なものであり、かつ実際に発生した当該傷害がいずれの暴行によるか不明であるものとの理解の上で、死亡の結果の発生をひとまずおいて考えれば、同時傷害の特例に関する207条が適用され、被告人3名全員が、両暴行のいずれか(あるいはその双方)と因果関係がある当該傷害の発生について、共犯として処断されるとした上で、被告人3名が当該傷害の発生について共犯としての刑責を負うという前提で考える以上、この場合、被告人3名が共犯としての刑責を負うべき傷害を原因として生じた被害者の死亡についてもまた、被告人3名は共犯としての刑責を負うことになるかと解すべきとした。ここでは、同時傷害の特例は、「傷害」が誰の手によって生じたのかがわからない場合の特別規定であって、死の結果は死の原因となる傷害と因果関係があるため問われるにすぎないと解されている。つまり、207条の適用範囲は、あくまで傷害の範囲に限定されているのである。したがって、本件控訴審の理解では、207条を傷害致死罪に直接適用するものではないことを確認することが重要である。

そして、第一審の結論に対して、本件控訴審は、(ア)「実際に発生した傷害との因果関係について検討しないで、直ちに死亡との因果関係を問題にしている点で、暴行と傷害との因果関係が不明であることを要件とする207条の規定内容に反すること、このように解する場合、死因となった(イ)「傷害の発生について、結局は誰も責任を問われないことになることを看過したもの」と批判した⁴⁾。

本件控訴審は、207条の趣旨については明言していなかったが、上告を受けて、本件最高裁は、207条の趣旨につき、上述の通り、生じた傷害の原因となった暴行を特定することが困難な場合が多いことなどに鑑み、例外的に共犯の例によることとしたのであり、死亡結果につき、責任を負う者がいる場合であっても、207条の適用は可能と

して、本件控訴審の判断を支持した。

次に「同一の機会」要件についてであるが、本件第一審と控訴審はともに、第1暴行と第2暴行において場所的・時間的・近接性があることを前提に、第1暴行を行ったA、Bの金銭トラブルに関する認識（解決したのか、いまだ問題が継続中なのか）、Aらと被害者との間での当該トラブルに関するCの認識（知っていたのかどうか）、さらにCと当該トラブルとの利害関係などから、本件第一審は、第1暴行の被告人らは第2暴行を「予期」できなかったとしたのに対して、本件控訴審は、本件第一審の事実認定ないしその評価に関して疑問を呈し、第1暴行の被告人らと第2暴行の被告人とでは、相応に共通するものがあつたとの評価を示した。ここでは、事実認定あるいはその評価の相違によって結論が分かれているため、以下の検討から除外するが、しかし次の点を確認しておくことは重要と思われる。すなわち、本件第一審、控訴審とも、本件において時間的・場所的・近接性が認められることは共通の前提にしており、その上でさらにどのような事情によって「同一の機会」が認められるのかにつき問題としている点である。このことからすれば、時間的・場所的・近接性は、「同一の機会」要件の重要だが、しかし一つの判断要素にすぎない。このことは、本件最高裁が外形的共同実行、すなわち「同一の機会」としていることから窺える。

以上を踏まえ、本件第一審と控訴審・最高裁との対立点を整理すると以下のようになると思われる。①傷害致死に関する207条の趣旨の理解、②207条にいう「傷害」の範囲、③傷害致死事案における207条の適用方法、①②③を踏まえて④法令適用の在り方であり、これらに沿って対立点を示すと次の通りである。

まず、第一審（以下、理解Aという）は、①：死亡結果につき誰も責任を負わない不合理を回避するため、②：傷害結果と死亡結果、③：死亡結果との因果関係を検討し、誰の手によるか不明な場合に適用、④：207条、60条⁵⁾、205条となる。

それに対して、本件控訴審・最高裁（以下、理解Bという）は、①：傷害結果につき誰も責任を負わない不合理を回避するため、②：傷害結果のみ、③：まず、傷害結果につき因果関係を検討し

不明の場合に同時傷害規定（207条、60条、204条）を適用し、さらに当該傷害結果と死亡結果との間に因果関係があれば傷害致死罪（205条）を適用、④：正確には、207条、60条、204条（同時傷害）、205条（傷害致死罪）となるはずである。

以上の対立点を確認した上で、次に従来の裁判例が理解AとBのいずれの立場にあるのかを確認しよう。

まず、本件最高裁も挙げている最判昭26・9・20（刑集5巻10号1937頁）は、被告人Yが、口論の末Zの頭部を手拳で殴打し、被告人V及びWが、Zの頭部顔面等を蹴り、同人を死亡するに至らしめたが、いずれの行為により、死因となった傷害が発生したのかが不明という事案であった。この点、最判昭26・9・20は、傷害致死罪の成立には傷害と死亡との間に因果関係の存在を必要とすることを前提に、「原判決は本件傷害致死の事実について被告人外二名の共同正犯を認定せず却つて二人以上の者が暴行を加え人を傷害ししかもその傷害を生ぜしめた者を知ることできない旨判示していること原判文上明らかなところであるから、刑法207条を適用したからといって、原判決には所論の擬律錯誤の違法は存しない」とした。つまり、ここで最判昭26・9・20は、傷害につき誰が生じさせたのか不明な場合に207条を適用するのは問題ないとした上で、傷害致死罪の成立を認めている。この点、団藤は、207条につき、「暴行者の全員が実際に発生した傷害結果について責任を負うことになる。そうして、もし、その傷害の結果として被害者が死亡した時は、傷害致死罪の適用を免れない⁶⁾」として、最判昭26・9・20を挙げている。これらのことからすれば、最判昭26・9・20は、理解Bに立っていると解され、それゆえ、最判昭26・9・20は207条に傷害致死罪も含まれることを認めた判例ではない。

下級審においては、おそらく従来、本件において問題となった適用方法につきあまり問題意識が見られないためかはっきりしないが、適用方法につき理解Bの立場に立っている、ないし親和的と理解できる裁判例が存在する一方⁷⁾、理解Aと理解Bとが混乱している裁判例もある⁸⁾。このように、下級審については、断定的なことはいえない

が、少なくとも、最判昭26・9・20は上述の通り、理解Bに立つものと解され、本件控訴審・最高裁は最判昭26・9・20に沿うものと解される。

以上を踏まえて、では、理解Aと理解Bのいずれが妥当か検討しよう。まず、207条の適用範囲の問題、とりわけ、傷害致死罪が207条に含まれるのかどうかにつき、これを肯定する見解によれば⁹⁾、207条の規定の位置や規定目的、さらに207条にいう「傷害」の文言解釈につき、「死亡は生理的機能障害の極致として『傷害』の一種」¹⁰⁾と解されることから、「傷害」の中に死亡結果も含まれるとする。これに対して、207条の例外性や207条には「傷害」としか書かれていないことから、その適用範囲は傷害事案に限定すべきという見解も有力である¹¹⁾。それゆえか、学説上、207条の適用を傷害罪にのみ限定しつつ、当該傷害と死亡結果との間に因果関係があることをもって、本件のような場合、被告人ら全員に傷害致死罪の成立を認めるのが、上述の団藤説、つまり理解Bである。

もっとも、理解Bには、次のような問題点があると思われる。すなわち、死亡結果を「傷害」から排除する一方で、当該傷害と因果関係があるからという理由で傷害致死罪を適用するのは矛盾と思われるし、また理解Bの理論構成では、共犯擬制の効果は傷害結果までのはずであるにもかかわらず致死結果にまで共犯責任を及ぼすことは論理に飛躍があると思われる¹²⁾。それゆえ、傷害致死事案にも207条を適用するのであれば、つまり、共犯擬制の効果は傷害致死事案にまで及ぼすのであれば、理解Aによるしかないと思われる。もっとも、理解Aに対しては、本件控訴審によって上述の(ア)、(イ)の批判がなされている。(ア)については、傷害致死罪にも207条の適用を認める限り、(ア)の理解に問題があることは上述の通りである。(イ)については、次の点を確認しておく必要がある。すなわち、207条の同時傷害致死につき適用前提が欠ける場合、同時に同時傷害についてもその適用前提が欠けるのか、という点である。というのも、より重い死亡結果につき適用前提に欠ける以上、軽い傷害についても適用前提に欠けるともいいうるからである。しかし、例えば、重い故意犯での処罰前提に欠けるからと

いって過失犯処罰の前提もまた同時に欠けるということにはならないように、論理的には、重い場合の適用前提の欠如が同時に軽い場合の適用前提の欠如までを意味しない。それゆえ、本件において、死因となった傷害の発生につき誰も責任をとらないことが不合理だとすれば、被告人ら3名に同時傷害を適用すればよい¹³⁾。

●——注

- 1) 本件最高裁決定に関する評釈として、豊田兼彦「判批」法セ737号123頁。
- 2) 山口厚『刑法各論〔第2版〕』(有斐閣、2010年)51頁、西田典之『刑法各論〔第5版〕』(弘文堂、2011年)46頁、松宮孝明『刑法各論講義〔第4版〕』(成文堂、2016年)44頁など。
- 3) 本件控訴審に関する評釈類として、鶴嶋昌二「判解」研修807号3頁、松宮孝明「判批」法セ731号115頁、内田浩「判批」法教425号〔判例セレクト2015〕31頁、豊田兼彦「判批」ジュリ1492号153頁。
- 4) 同趣旨の批判として、鶴嶋・前掲注3)10頁。
- 5) 裁判例上、刑法60条を適用していないもの(例えば、大阪高判昭26・3・2〔LEX/DB文献番号24001391〕)もある。また、理論的に60条の適用を不要とするものとして、樋口亮介「同時傷害の特例(刑法207条)」研修809号15頁。
- 6) 団藤重光『刑法綱要各論〔第3版〕』(創文社、1990年)419頁。
- 7) 例えば、仙台地判平25・1・29〔LLI/DB06850125〕、神戸地判平21・2・9〔LEX/DB文献番号25440853〕、大阪高判昭61・12・10〔LEX/DB文献番号27917202〕など。
- 8) 例えば、名古屋地判平25・7・12〔LEX/DB文献番号25501584〕は趣旨、適用方法については、理解Bに立ちつつ、「傷害」の範囲、④適用法令については、理解Aに立ちっており、東京高判平11・6・22〔LEX/DB文献番号28065141〕も、適用方法について理解Bに立ちつつ、「傷害」の範囲については理解Aに立っているものと解される。
- 9) この点に関する学説の詳細は、筑間正泰「刑法207条(同時傷害)について」広法11巻2号49頁以下参照。
- 10) 松宮・前掲注2)44頁など。
- 11) 西田・前掲注2)47頁など。さらに豊田・前掲注1)123頁によれば、『『砂上』を死亡にまで広げてよいか』疑問とする。
- 12) 豊田・前掲注1)123頁は、『『砂上』に『楼閣』を重ねるようなもの』とする。
- 13) この点を主張するものとして、松宮・前掲注3)115頁。